

南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務 選定プロポーザル実施基本方針

1 目的

本市の下水道台帳管理システムは、本市が管理する全ての管路施設情報を網羅し、窓口に来られた市民等に提供し、日常業務において非常に重要なツールです。

令和2年1月にシステムを起動するパソコンのOS(Windows7)の保守が終了したことにより、新しいOSに移行することも検討しましたが不可であり、パソコンが故障等した際には日常業務等に支障を来すことから、構築を検討することになりました。

一方で、本市では、各自治体が抱える技術者不足等様々な問題を解消するため、広域・共同化を実施しており、当該事業で下水道台帳管理システムを構築すると、構築費用の50%が国の補助金(国費)対象となり、3市町村の厳しい財政状況においても非常に有益であります。又、統一された下水道台帳管理システムを構築することで、効率的な維持管理業務等を行うことが可能です。以上のことから、南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務を実施するものです。

受託候補者は、高度な技術水準と保守等管理体制を兼ね備え、正確なデータ移行、システムの安定稼働、および新たなデータ更新への迅速な対応を担保する事業者であることが求められます。又、今後の広域・共同化の拡張において具体的な提案が実行されることも求められます。

このため単なる価格競争ではなく、技術面と価格面の両面を合わせた総合評価とするため、プロポーザル方式にて実施します。

2 事業概要

(1) 事業名称

南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務

(2) 実施要綱及び特記仕様書

南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮り、本業務の実施要綱および特記仕様書を定める。

(3) 契約期間(予定)

構築期間 : 契約日の翌日 ~ 令和3年 3月31日

運用期間 : 令和3年 4月 1日 ~ 令和8年 3月31日

(4) 提案参考額

システム構築費用(消費税込み)

36,344,000 円

3 事業者選定方法

実施要綱において参加要件を設定し、それを満たす事業者を候補者とする。事業者より参加届を受け付けた後、スケジュールに沿って選考を行う。

主な参加要件は以下のとおりである。

- ・富田林市参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等業務委託の「下水道」又は「地図調整」)に登載されていること。かつ本市から入札等参加停止を受けていないこと。
- ・平成22年度以降において、本業務で実施される同種業務を元請けとして履行し、完了した実

績を有するものであること。[同種業務とは、地方公共団体の下水道台帳電子化（GIS 含む）に関する業務]

- ・提案する最新バージョンのシステムに対して、カスタマイズを自社でできること。
- ・本社又は支店、事務所が大阪府内に所属する者であること。
- ・主任技術者は、測量士であり平成22年度以降において、本業務で実施される同種業務を元請けとして履行し、完了した実績を有すること。[同種業務とは、地方公共団体の下水道台帳電子化（GIS 含む）に関する業務]
- ・照査技術者は、空間情報総括管理技術者の資格を有すること。
- ・主任技術者、照査技術者及び現場代理人は自社において3ヶ月以上の雇用関係があること。

4 受託候補者の選定

選定は、選定委員会において行い、技術提案書、機能要件確認書、システムデモンストレーション、プレゼンテーション、経費見積書を総合的に評価し、全体を通して本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者1社を選定する。

なお、応募事業者が4社以上の場合、参加表明書等の提出書類に基づく評価点の合計点で評価する一次審査を実施し、上位3社を二次審査に進ませることとする。応募事業者が1社の場合、技術点の得点が基準点以上であれば、最優秀提案として適切と判定し有効とする。基準点は、満点の5割とする。

5 審査方法（一次審査）

一次審査は、応募事業者から提出された参加表明書等書類（様式1～様式6）に基づき、会社の業務実績及び資格者数、配置予定技術者等の資格、経歴等について審査を行う。

一次審査の結果は、第1次審査結果通知書により令和2年6月24日（水）までに参加表明書に記載されているメールアドレス宛に電子メールで点数も含め通知する。

6 審査方法（二次審査）

(1) 評価点の点数配分について

採点方法は、価格面だけでなく、技術面での信頼性や安定性なども重視し、技術面と価格面の比重を7：3（70点：30点）とし、両面を合わせた総合評価とする。小数点以下の点数は、小数点第2位以下を切捨とする。

- ・技術点と価格点の配分

技術点の配分：価格点の配分 = 7:3とする。（70点：30点）

- ・総合評価の方法

総合評価点 = 技術点 + 価格点 とする。

（総合評価点数が同点の場合は、1次審査の評価点数が高い者を最優秀提案とする。）

(2) 技術点について

技術点は70点満点とし、得点の配分割合は、下記の通りとする。

- ・「プレゼンテーションによる技術提案書」評価点 40点
- ・「デモンストレーション」評価点 30点

(3) 価格点について

価格点は30点満点とし、各項目の配点は、選定委員会において定める。

経費見積書による採点とし、各項目において、最も見積額の低い事業者を満点とし、金額の比率で減点するものとする。

- ・「構築費用および年間の運用費用（保守及び更新業務）の合計」

なお、更新業務においては（参考）令和元年度の更新業務概要を参考とするものとする。

（参考）令和元年度の更新業務概要

項目		数量	備考
計画準備	計画準備	1.00 式	
	資料収集整理	4.39km	
下水道施設調査	4級水準測量(汚水・雨水)	4.39km	
	施設調査(汚水)	4.35Km	
	施設調査(雨水)	0.04Km	
	施設調査 (オフセット測量・人孔位置測量)	239 箇所	4 級基準点相当
データ構築用基礎資料作成(市施工分・施行承認分)	資料収集整理	45 箇所	
	入力用基図作成	45 箇所	
	施設データ	45 箇所	
	施設属性データ	45 箇所	
各種ファイリングデータ作成	柵設置申請書	100 枚	
	工事竣工図	80 枚	
	私道関連資料	50 枚	
下水道台帳データベース作成	入力用基礎図作成(汚水・雨水)	4.39km	
	汚水施設図形データ	4.35Km	
	汚水施設属性データ	4.35Km	
	雨水施設図形データ	0.04Km	
	雨水施設属性データ	0.04Km	
その他データ調整	オルソ画像データ更新	1.00 式	
	地番図データ更新	1.00 式	
	私道データ更新	7 件	
	ポンプ施設データ作成	3 箇所	
	資産情報取り込み	1.00 式	
システム設定	システム設定及びデータセットアップ	1.00 式	
	諸経費	1.00 式	

(4) 「機能要件確認書」の採点 (10点)

- ・応募事業者が提出した各項目についての対応の回答について、各担当課において検証したうえで、あらかじめ付与した点数を満点として採点し、その点数を合計した業務ごとの総点数を求める。
- ・業務ごとの総点数を、参加各社ごとに集計し、各業務の満点の合計点数に対する比率に技術点の配点10点を乗じたものをその応募事業者の機能要件確認書得点とする。

「各社得点」÷「満点」×10点 = 「機能要件確認書得点」

(5) プレゼンテーションによる技術提案書の採点 (30点)

技術提案書は、特記仕様書の記載内容を最低限実現し、その具体的な実現方法や諸条件、追加提案項目等、主にシステムの構成等に関する項目について提案を受けるものであるため、専門部会において採点を行う。満点に対する評価点の割合に配点35点を掛け合わせたものを技術提案書の得点とする。

二次審査において、選定委員会及び専門部会に対し、技術提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。主に下記の項目について評価を行う。

- ・提案システムの採用で実現できる本市の未来像
- ・近隣市町村との共同化について
- ・市民等サービス向上に関する機能
- ・業務効率化に関する機能

(6) デモンストレーション評価の採点 (30点)

二次審査において、移行作業を担当するシステムエンジニア（SE）が選定委員会及び専門部会に対し、提案システムのデモンストレーションを行い、主に下記の項目について評価を行う。

- ・移行を担当するSEの資質
- ・提案システムの操作性
- ・機能要件確認書の検証

(7) 「プレゼンテーションによる技術提案」及び「デモンストレーション」の実施

原則として、現場代理人、主任技術者及びシステムエンジニアが出席することとし、出席人数は6名以内とする。

・実施日及び場所

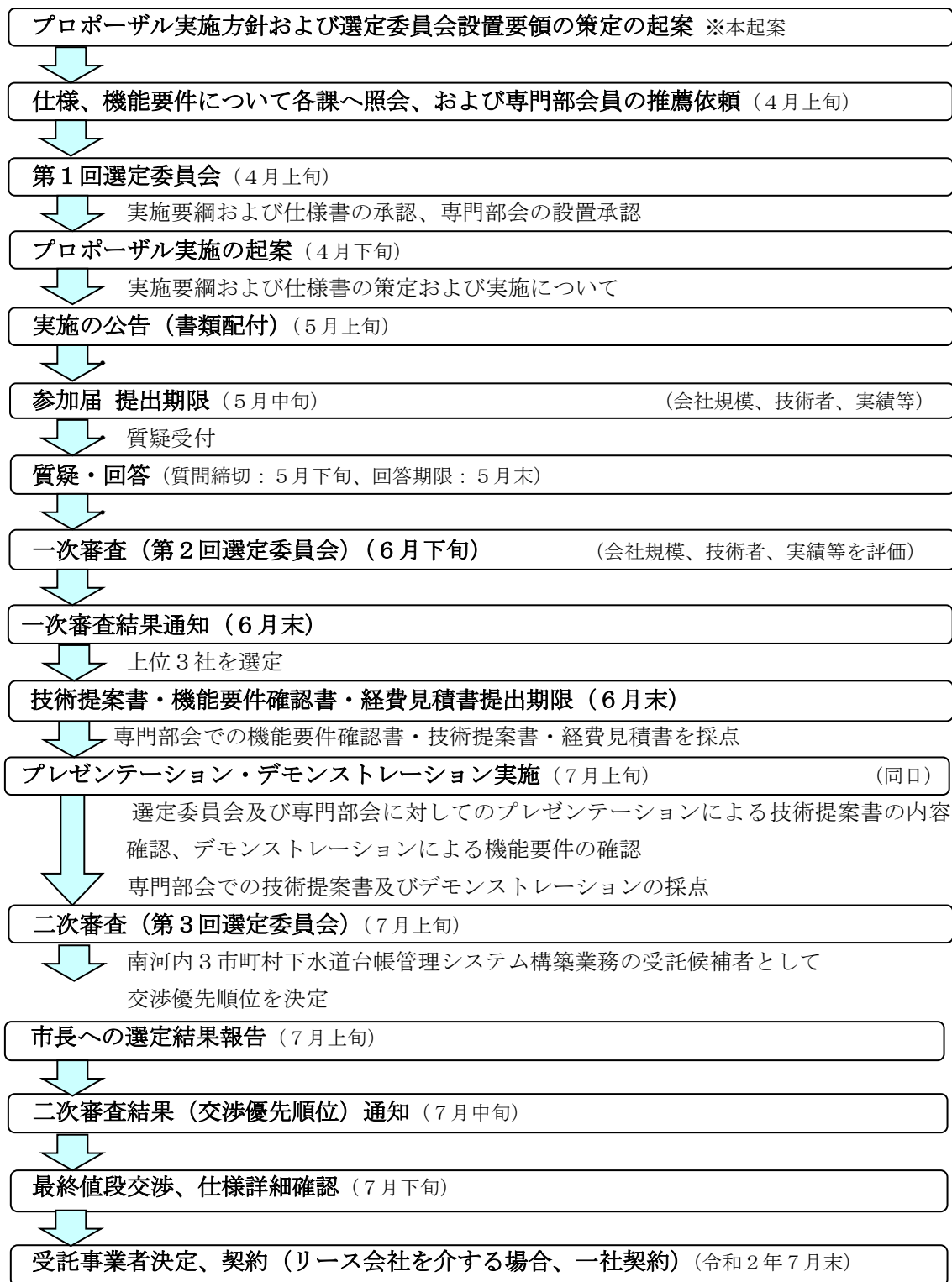
令和2年7月上旬頃、富田林市役所内会議室で実施する予定である。詳細については決定しだい参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

デモンストレーションにはPCを3台設置して、委員及び部会員の操作説明及び質疑応答の対応するものとする。

・実施時間

実施時間は1提案者あたり120分とし、うち準備10分、プレゼンテーションの時間が40分、デモンストレーションの時間が40分、質疑応答が20分の片付け10分を目安とする。

7 事業者選定の流れ



8 契約

本市と選定された受託候補者は、仕様及び見積書等についての協議を行った上、随意契約により契約を締結する。

ただし、受託候補者と協議が整わない場合は、次点受託候補者と協議を行うこととする。